

# 泉大津市第3次環境基本計画（概要版）

## 第1章 計画の基本的考え方

### ○計画策定の背景

泉大津市（以下「本市」という。）では、平成14年（2002年）に制定した「泉大津市環境基本条例」に基づき、同年に平成22年度（2010年度）を目標年度とした「泉大津市環境基本計画」を策定しました。また、その後の状況変化に応じ、平成24年（2012年）に令和3年度（2021年度）を目標年度とした「泉大津市第2次環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。このたび、第2次計画が目標年度を迎えたことから、本市を取り巻く環境の状況や社会情勢の大きな変化等をふまえて、第2次計画の理念を継承しながら計画の見直しや強化を図る形で、泉大津市第3次環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### ○計画の目的

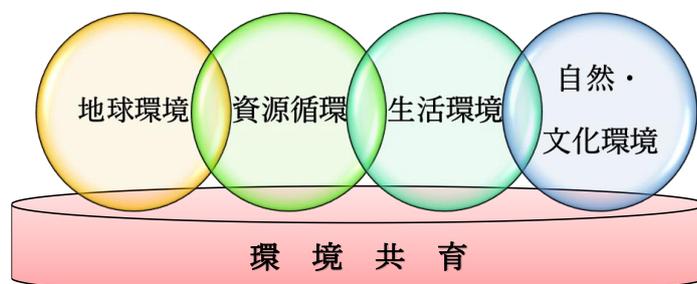
本計画は、泉大津市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び市のすべての人が一体となり、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現をめざし、環境保全に関する取組みを進めることを目的とします。

### ○計画の位置づけ

本計画は、泉大津市環境基本条例に基づき策定するものであり、また本市の将来のあるべき姿及び進むべき方向について基本的な指針を示した「第4次泉大津市総合計画」に即すとともに、国及び大阪府の各種環境関連計画との整合性を図りながら、本市の分野別行政計画と連携し、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけます。

### ○計画の対象範囲

本計画の対象地域は本市全域とします。また、本計画では、第2次計画を一部継承し、「地球環境」、「資源循環」、「生活環境」、「自然・文化環境」の4分野に環境事象を位置づけ、各分野を横断する施策として「環境共育」を位置付けています。



### ○計画に基づく主体と役割

本計画の主体は、泉大津市に関係しているすべての人です。市役所や教育機関などの行政機関、事業者やその従業員、商工会議所などの団体、泉大津市に住んでいる市民の方々、すべての人が相互に連携・協働することにより、計画の実効性を高め着実に推進していきます。本計画上ではそれらのすべての人を、「市民」「事業者」「市」と分類し取組んでいきます。

### ○SDGs との関わり

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、本計画に基づき、気候変動対策や資源循環、生活環境の保全などの様々な取組を推進することで、SDGsの達成に貢献していきます。

### ○計画の対象期間

「ゼロカーボンシティ」宣言で表明した令和32年（2050年）CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目標とした、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの計画とします。

## 第2章 めざす姿

### ○望ましい環境像及びめざす方向性

目標年度における市の望ましい環境像及びめざす方向性を次のように定めます。

#### 望ましい環境像



**身近な自然・環境を次世代へ引き継ぐ 持続可能なまち泉大津**



#### めざす方向性

- ・今ある環境や資源を「守る」
- ・持続可能な社会の実現・開発に向けて「変える」
- ・環境の変化に「備える」
- ・環境を大切にする人材と人のつながりを「育む」

## 第3章 5つの分野における基本目標と施策の展開

### ○施策の体系



地球環境  
未来へつなぐまちづくり

- ・省エネルギー・省CO<sub>2</sub>の促進
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・交通・物流の省CO<sub>2</sub>化の促進
- ・適応策の推進



資源循環  
ものを大切にするまちづくり

- ・ごみの発生抑制
- ・リユース・リサイクルの推進



生活環境  
安心・安全で快適なまちづくり

- ・生活環境の保全
- ・住環境の向上



自然・文化環境  
住み続けたいまちづくり

- ・みどりの保全と創出
- ・土の保全とふれあいの創出
- ・豊かな水辺のあるまちづくり
- ・歴史・文化環境の保全
- ・生物多様性の保全



環境共育  
多様な主体の協働・  
連携によるまちづくり

- ・人と人とがふれあうまちづくり
- ・環境教育・学習の支援、推進
- ・環境情報の発信

### ○基本目標別の施策の展開

#### 未来へつなぐまちづくり <地球環境>

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革、再生可能エネルギーなどCO<sub>2</sub>排出量が少なくなる選択、気候変動に備えた適応策を推進します。

#### ものを大切にするまちづくり <資源循環>

4Rの取組みを展開し、ごみを出さないまちづくりを推進します。

#### 安全・安心で快適なまちづくり <生活環境>

身近な環境を守るとともに安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進め、まちなみ・景観美化を推進します。

#### 住み続けたいまちづくり <自然・文化環境>

歴史・文化環境の保全と整備、生物多様性の保全に配慮した認証制度の周知と認証製品の普及を図ります。

#### 多様な主体の協働・連携によるまちづくり <環境共育>

多様な主体の協働・連携のもと市全体の環境への理解を深め、周辺市町や農山村を有する自治体や民間事業者と地域間連携の取組みを進めます。

## 第4章 計画の推進に向けた方策

### ○計画の推進体制

本市の望ましい環境像の実現に向けて、本計画で示した取組みを、市民・事業者・市が積極的に推進するとともに、今後、各主体の連携・協働を図ります。また、市域を超えた環境問題に対応するため、国や府、周辺町との連携による取組みも進めます。